

調書（決定）	
事件の表示	平成●●年（〇〇）第●●号 平成●●年（〇〇）第●●号
決定日	平成２２年１月１４日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長裁判官	宮川光治
裁判官	櫻井龍子
裁判官	金築誠志
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	東京高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号（平成２０年８月２ ８日判決）
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。 第１ 主文 １ 本件上告を棄却する。 ２ 本件を上告審として受理しない。 ３ 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。 第２ 理由 １ 上告について 民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法３１２条１項又は２項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。 ２ 上告受理申立てについて 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法３１８条１項により受理すべきものとは認められない。	

平成 22 年 1 月 14 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官

当事者目録

上告人兼申立人	X
被上告人兼相手方	名古屋国税局長 Y